

父母と教師の会会則

(名称)

第1条 青森県立三本木農業恵拓高等学校父母と教師の会（P T A）と称し、事務局を学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は学校、家庭、社会が一体となって生徒の幸福な成長を図る事を目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次のことを行う。

- (1) よい父母、教師となること。
- (2) 生徒の生活環境をよくすること。
- (3) 学校、施設、設備の整備充実に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 生徒の保護者並びに教職員。
- (2) 賛助会員 本会の目的事業に賛助する者。
- (3) 顧問 校長、会長の経験者並びに本会に功労のあった者。

(会計)

第5条 本会の経費は会費、入会金、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第6条 入会金は5,000円、会費は年額12,000円とする。ただし、兄弟姉妹在学の場合は上学年在学者の会費を免除する。

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終える。

(役員)

第8条 本会の役員を次のように定め任期を1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

- (1) 会長1名
本会を代表し、総会及び役員会その他の集会を招集し、その議長となり会務を統括する。
- (2) 副会長15名以内
会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 評議員53名以内
事業計画、実行等の会務に参画する。
- (4) 会計1名
本会の経理を行う。
- (5) 監査委員3名以内
会計を監査する。
- (6) 書記 若干名
総会その他の集会の議事を記録し、会長の指示に従って会務を処理する。

第9条 役員の選出は次のように行う。

- (1) 会長は、総会において選出する。
- (2) 副会長は、教頭及び保護者より選出し、会長が委嘱する。但し、保護者からの選出は、原則として各学科より選出すること。また、研修委員長、健全育成委員長及び広報紙編集委員長は副会長を兼務する。
- (3) 評議員は、各学級より2名、教職員より事務長及び各分掌主任から選出し、会長が委嘱する。
- (4) 会計は、会長が委嘱する。
- (5) 監査委員は、保護者より2名、教職員より1名を総会において選出する。
- (6) 書記は、教職員若干名の他に専任事務職員1名を選任し、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会運営のため次の会議を開く。

- (1) 総会
毎年入学式当日に開き次のことを行う。庶務報告、決算の承認、予算の審議決定、会則の審議、役員の選出、その他の必要な事項。臨時総会は会長が必要と認めるか、または会員の過半数が必要と認めたとき会長が招集する。
- (2) 役員会
役員をもって組織し、総会から委任された事務及び本会の運営に必要な事項を処理する。
- (3) 監査委員会
会計を監査する。
- (4) 特別委員会
研修委員会、健全育成委員会、広報紙編集委員会を設け、その他必要がある場合には会長の委嘱により、特別委員会を設け各々の計画を立てて実施にあたる。

(職員)

第11条 本会は事務遂行のため職員を置くことができる。職員は役員会に諮り会長が任命する。任期は毎年の会計年度とする。

附則

第12条 本会は必要に応じ分会を設けることができる。その会則は分会において別に定めるものとする。

第13条 本会の会則は総会において出席会員の過半数の同意を得て改正することができる。

この会則は昭和50年4月1日から施行する。

平成	3年4月	9日	一部改正
平成	3年4月	8日	一部改正
平成	7年4月	7日	一部改正
平成14年	7月19日		一部改正（職員）
平成18年	4月	7日	一部改正（役員）
平成19年	4月	8日	一部改正（役員）
平成30年	4月	6日	一部改正（役員・会議）
令和	3年4月	8日	一部改正（名称・役員）
令和	5年4月	7日	一部改正（名称）

父母と教師の会後援会に関する規程

青森県立三本木農業恵拓高等学校父母と教師の会は、学校運営と生徒会活動を円滑にすると同時に、部活動を振興して健全で明朗な生徒を育成し、もって社会の要望にこたえるため後援会を組織し、ここにその運営に関する規定を設ける。

第1条 後援会費（以下会費と称す）は特別会計とする。

第2条 会費は年額23,000円とする。

第3条 会費の使用については後援会費使用細則を別に定め、これに準拠して行う。

第4条 後援会の決算報告、予算審議、会計監査は父母と教師の会の会則にのっとり行うものとする。

第5条 本規定はPTA役員会において出席役員の過半数の同意を得れば、改正、又は廃止することができる。

父母と教師の会後援会会費使用細則

第1条 父母と教師の会後援会費は、次の各項の一つに該当する場合使用できる。

- (1) 生徒会各部、農業クラブ、学術研究等の県内外において実施される東北・全国規模の大会遠征（文化的遠征も含む）及び発表。
- (2) 生徒会各部等が第一項に伴う特別合宿を行う場合。
- (3) 生徒会各部顧問及びコーチが合宿指導及び遠征監督を行う場合。
- (4) ブラスバンド等、応援団活動を促進する場合。
- (5) 生徒の生活指導を円滑にする活動をする場合。
- (6) 部活動中、その活動に起因する身体的障害をひきおこした場合。
- (7) その他学校において生徒会及び農業クラブ活動を促進及び生徒の福利厚生上必要と認めた場合。

第2条 前条の各項目は、後援会運営委員会において使用承認及び使用金額を審議し、PTA会長の承認を得て決定する。

第3条 後援会運営委員会は、校長、教頭、渉外部員をもって組織する。

第4条 後援会運営委員会は第1条第一項にかかわる後援会費使用金額決定にあたっては、遠征費が生徒会県外遠征費補助規定を超える場合に審議するものとする。

第5条 後援会費の当該年度の支出残金は積立金とする。

第6条 前条の積立金は次の各項の一つに該当する場合、これを使用できる。

- (1) 当該年度において、その年度の後援会費予算を上まわる第1条の各項にかかわる事業（遠征等を指す）を行う必要が生じ、後援会運営委員会の承認を受けた場合。

- (2) 前項を除いたほか、特に学校運営上必要な場合、学校の要請に基づき、PTA役員会において承認された事業を行う場合。

附則

本規定は昭和50年4月1日より実施する。

昭和63年4月 9日 一部改正

平成 4年4月 8日 一部改正

平成 5年4月 8日 一部改正

平成12年3月16日 一部改正

令和 3年4月 8日 一部改正（名称）

令和 4年4月 7日 一部改正

令和 5年4月 7日 一部改正（名称・会費使用細則）